

男鹿市告示第7号

男鹿市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、令和5年3月男鹿市議会定例会を下記のとおり招集する。

よって、地方自治法第101条第7項の規定により、告示する。

令和5年2月17日

男鹿市長 菅 原 広 二

記

- 1 日 時 令和5年2月24日 午前10時
- 2 場 所 男鹿市議会議事堂